

## 長久手市中小企業者等支援補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、市内商工業の活性化や賑わいの創出を目的とし、市内事業者が売上の増加を目指して実施する経営改善に係る事業の経費の一部を予算の範囲内において補助するものとし、その交付について必要な事項を定めるものとする。その交付に関しては、長久手市補助金等交付規則（昭和60年長久手町規則第6号。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者等 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者、個人事業主、特定非営利活動法人、その他法人をいう。
- (2) 市内事業者 長久手市内で事業所又は店舗を有し、事業を営む中小企業者等をいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する市内事業者とする。

- (1) 別表の補助対象事業を、長久手市内の事業所又は店舗で実施した者又は市内に居住地のある個人事業主
- (2) 交付申請日及び補助金請求日において倒産又は廃業をしていないこと。

2 前項の規定にかかわらず、長久手市暴力団排除条例（平成24年長久手市条例第27号）第2条第2号に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者及び営業内容が風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業である場合は、補助対象者としない。

### (補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費は、別表の補助対象事業で、第7条に規定す

る交付決定後から当該年度の1月31日までの間に実施し、かつ支払を完了した経費とする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の補助率及び補助限度額は、別表のとおりとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、長久手市中小企業者等支援補助金交付申請書(様式第1号)、事業計画書(様式第2号)及び長久手市中小企業者等支援補助金申請に関する誓約書(様式第3号)に、次に掲げる必要な書類を添えて、当該年度の12月20日までに市長へ提出するものとする。

- (1) 愛知県の承認を受けた経営革新計画(経営革新事業の場合)
- (2) 事業者が存在していることを確認できる書類
- (3) 長久手市内で営業活動を行っていることが分かる書類(市内事業者の場合)
- (4) 見積書

2 1事業者又は同一事業所からの交付申請は、年度につき1回に限ることとする。なお、補助対象事業は1つに限ることとする。

(交付決定及び通知)

第7条 市長は、前条の規定により提出された申請書を受理したときは、速やかに、その内容を審査し、その適否を決定し、当該申請書を提出した者(以下「申請者」という。)に通知するものとする。

2 前項の規定により、補助金の交付を決定したときは、長久手市中小企業者等支援補助金交付決定通知書(様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

3 第1項の規定により補助金の不交付を決定したときは、長久手市中小企業者等支援補助金不交付決定通知書(様式第5号)により、申請者に通知するものとする。

(計画変更、中止又は廃止)

第8条 補助金の交付決定を受けた申請者は、当該交付決定通知を受けた後において補助対象事業の内容を変更、中止又は廃止しようとするときは、長久手市中小企業者等支援補助金事業計画変更等承認申請書(様式第6号)に必

要な書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。

(承認の通知)

第9条 市長は、前条の承認申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは速やかに長久手市中小企業者等支援補助金事業計画変更等承認通知書(様式第7号)により、申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 第7条の規定により交付決定を受けた申請者は補助対象事業が完了したときは、事業完了した日から起算して30日を経過した日までに長久手市中小企業者等支援補助金実績報告書(様式第8号。以下「実績報告書」という。)及び事業報告書(様式第9号)に、次に掲げる必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象事業を実施したことがわかる書類
- (2) 補助対象経費の支払いを完了したことがわかる書類
- (3) 申請者の本人確認書類(個人事業主のみ)の写し
- (4) 申請者名義の通帳の写し

(補助金額の確定)

第11条 市長は、前条の規定により提出された実績報告書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは長久手市中小企業者等支援補助金額確定通知書(様式第10号)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 前条の補助金額の確定の通知を受けた申請者は、長久手市中小企業者等支援補助金請求書(様式第11号。以下「請求書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(不当利得の返還)

第13条 市長は、申請者が第6条の規定により提出した誓約書の内容に違反したと認められるときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により、補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、当該補助金の交付を受けた者に対し、

期限を定めその返還を命ずるものとする。

(検査等)

第14条 市長は、申請者及び補助金の交付を受けた者に対し、補助対象事業に関して必要な指示をし、報告を求め、又は検査することができる。

(受給権の譲渡、担保の禁止)

第15条 補助金の交付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年7月22日から施行し令和4年4月1日から適用する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和14年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、令和4年10月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月20日から施行し、令和5年4月1日から適用する。ただし、改正後の本要綱の別表3の項の規定は、令和5年7月10日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

## 別表

## 補助対象事業一覧

補助対象事業	補助対象経費	補助率及び補助限度額
1 販路拡大事業	(1) 自らの製品や技術について見本市、展示会等の出展費用 (2) 自らの事業に関するホームページの開設・改修の費用 (3) その他、販路拡大を目的とした事業の費用	(1) 補助率 補助対象経費の2分の1 (ただし千円未満の端数は切捨て) (2) 上限額 10万円
2 経営革新事業	経営革新計画で愛知県から承認を受けた改修費、機械及び備品購入費（車両は除く。）	(1) 補助率 補助対象経費の2分の1 (ただし千円未満の端数は切捨て) (2) 上限額 30万円
3 ふるさと納税返礼品開発事業	(1) ふるさと納税返礼品開発に必要な材料費や機械購入費 (2) ふるさと納税返礼品開発に必要な委託料 (3) その他、ふるさと納税返礼品開発を目的とした事業の費用	

※補助対象事業はいずれか一つの事業が対象となります。

※経営革新事業の補助対象経費のうち機械及び備品購入費は、単価1万円以上のものが対象となります。

※ふるさと納税返礼品開発事業は、ふるさと長久手寄附金返礼品募集要項の応募要件を満たす返礼品であり、実績報告までに当該返礼品の市への登録が完了しているものが対象となります。